

東大阪市生活保護行政適正化行動計画 実績（総括関係）

<取組ごとの進捗状況>

章名	取組項目数	実施状況			実施率
		実施済	実施中	未達成	
第1章 ケースワーク業務の強化	25	2	20	3	88.0%
第2章 不正受給への対応	22	8	14	0	100.0%
第3章 医療・介護扶助の適正化	23	7	16	0	100.0%
第4章 自立支援の取組み	18	4	12	2	88.9%
第5章 法第63条返還金・法第78条徴収金への適切な対応	13	4	5	4	69.2%
第6章 生活保護費の適正化に向けた取組み	15	4	11	0	100.0%
第7章 福祉事務所の適正な執行体制の構築	16	6	6	4	75.0%
合計	132	35	84	13	90.2%

参考

実施済	適正化に向けた基本的な仕組みや考え方が整理できたもの。
実施中	当初想定した水準を達成し、平成28年度以降も取組む必要があるもの。
未達成	取組みは行ったが、未完成又は当初想定した水準に達していないもの。平成28年度以降も精力的に取組む。

<数値目標を掲げた取組の状況>

項目番号	取組内容	H23年【実績】	H24年【実績】	H25年【実績】	H26年【実績】	H27年【見込】
	家庭訪問実施率100%達成	89.5%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%
			93.3%	100.8%	99.2%	92.7%
	「収納確保対策行動計画」にある現年収入率の達成	40.7%	55.0%	56.0%	57.0%	57.0%
			49.4%	41.7%	53.9%	56.1%
	滞納繰越分収入率の向上	6.8%	7.0%	8.0%	9.0%	10.0%
			7.9%	7.7%	7.4%	7.8%
	生活保護費の適正化に向けた取組み（受給者1名あたりの生活保護費 1.5%削減）（単位：千円）	1,688	1,716	1,709	1,732	1,737
			101.7%	101.2%	102.6%	102.9%
	母子世帯・その他世帯の稼働率の向上（11月現在）	33.9%	34.0%	36.0%	38.0%	40.0%
			34.6%	36.0%	37.4%	38.0%

（※ 上段：目標値、下段：実績値）

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

東大阪市生活保護行政適正化行動計画取組実績

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
1	ケースワーク業務の強化		
1 1	新たに生活保護を申請する世帯への対応		
1 1 1	相談申請時における制度説明を徹底	/	
1 1 1 1	制度の徹底した説明により、誤った認識による不正受給の発生を防止	実施済	・H24年12月17日付で「生活保護不正受給防止に関する確認書」を作成、新規開始時に説明のうえ徴取。
1 1 1 2	ライフラインの確認などにより、相談時から困窮者の把握を行い、漏給防止を徹底	実施中	・H24年度より、生活保護申請時の受付票の様式を変更し、ライフラインの状況確認を徹底。
1 1 2	ケースワーク業務の中で必要な援助を行うための聴取調査を徹底	/	
1 1 2 1	自立支援に必要な事項の聞き取りと基礎資料を収集し、他法他施策や自立支援プログラムを活用	実施中	・申請相談、ケースワーク業務の適正実施。 ・CW研修を行い、面談時の聴取技術の向上を図る。
1 1 3	扶養義務調査を徹底	/	
1 1 3 1	戸籍調査や申請者からの聴取、扶養義務者への実地調査(面談)などで扶養義務者を把握	実施中	・H24年10月に扶養義務調査員を7名採用し、戸籍調査や扶養届の送付を実施。(市職員の扶養義務者が生活保護を受給しているケースの調査は実施済み。) ・申請相談、ケースワーク業務の適正実施。
1 1 3 2	扶養義務者から見守り支援や金銭などの援助について確認を行い、受給者の家族関係の再構築	実施中	・項目番号1131参照
1 1 4	資産調査(法第29条調査)を徹底	/	
1 1 4 1	金融機関本店一括調査を積極的に活用	実施中	・H24年12月より金融機関一括調査を開始。
1 1 4 2	増加するネット銀行・保険への対応を強化	実施中	・面談時の聴取内容を基に、資産調査を的確に実施。
1 1 4 3	税務部と連携し、市民税・固定資産税調査など資産調査を徹底	実施中	・税務部より課税情報の提供を受け、資産調査を的確に実施。
1 1 5	病状把握の徹底、就労支援の実施	/	
1 1 5 1	病状把握の徹底	実施中	・稼働能力に疑義がある申請者は、検診命令を活用し病状把握に努める。
1 1 5 2	就労支援の早期実施	実施済	・稼働能力が明らかにある新規開始受給者に対し、就労指導員による就労指導やハローワークの「生活保護受給者就労等支援事業」や職場開拓・マッチング事業を活用。
1 2	制度を継続して受給している世帯への対応		
1 2 1	家庭訪問実施プログラムを活用し、平成23年度家庭訪問実施率89.5%を平成25年度から100%達成	未達成	家庭訪問実施率100%をめざすも平成27年度は92.7%に留まる。家庭訪問プログラムを再周知し100%の達成に向け、取り組む。
1 2 1 1	適切な援助方針の樹立と家庭訪問頻度を見直し、必要な世帯に対し十分な家庭訪問を実施	実施中	・H24年度に世帯類型ごとに効果的な家庭訪問を実施すべく、訪問スケジュールの設定に主眼を置いた家庭訪問実施プログラムを改善。 ・H25年2月に家庭訪問プログラム周知徹底と自立支援に重きを置いた援助方針の樹立についても説明しH25年度の援助方針に反映。 ・H26年度も同様に研修を実施
1 2 1 2	家庭訪問時に不在の受給世帯に対し家庭訪問実施プログラムを活用した家庭訪問を実施	実施中	・H25年度に、家庭訪問実施プログラムと生活保護システムを改善し長期未訪問の解消に取り組む。 ・H26年度に家庭訪問実施プログラムを改正し全CWを対象に研修を実施

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
1 2 1 3	他法他施策の活用可能性につきの確に聴取	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年上期に「ケースワーク業務マニュアル」を作成し、周知徹底のため全CWを対象とした研修を実施。 ・H25年11月より他法他施策活用事業を業務委託により実施。
1 2 1 4	扶養義務者の状況を的確に聴取し、扶養義務調査を効果的に実施	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年上期に「ケースワーク業務マニュアル」を作成し、周知徹底のため全CWを対象とした研修を実施。 ・専門嘱託(扶養義務調査員)と連携し存否情報等の状況把握。
1 2 1 5	電子化となった診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)の活用と訪問時の聴取により健康問題などの病状把握に努め、保健所など市関係部局との連携を強化	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年上期に「ケースワーク業務マニュアル」を作成し、周知徹底のため全CWを対象とした研修を実施。 ・自立支援医療、2号みなし等については、関係部局と情報共有し制度の適正実施に取り組む。
1 2 2	扶養義務調査の実施	/	/
1 2 2 1	全世帯の扶養義務者を対象に整理点検を実施	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H23年度より自主的的内部点検の一環として、全世帯を対象に存否確認を中心に扶養義務調査を実施。 ・H24年度に生活保護法第77条に基づく家庭裁判所への申立手法に付き、家庭裁判所の担当者に確認(2回)。
1 2 3	病状把握の徹底、就労支援の実施	/	/
1 2 3 1	病状把握の徹底	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーク業務の適正実施。 ・電子レセプトを活用し、作成した長期外来リスト等を作成し病状把握を徹底。
1 2 3 2	就労支援の実施	実施中	取組項目1152のとおり
1 2 4	高齢年金受給権プログラムを活用したケースワーク業務の確立	/	/
1 2 4 1	年金受給の確認から申請、受給までをケースワーク業務の中で把握	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年11月より年金受給推進事業を、他法他施策推進事業に変更し、年金・手当等を一体的に把握。
1 2 5	「ケースワーク業務マニュアル」の整理と活用	/	/
1 2 5 1	「ケースワーク業務マニュアル」を整理	未達成	<ul style="list-style-type: none"> ・期間中に作成まで至らず。各種マニュアルを整理し有機的に結合させるべく取り組む。
1 2 5 2	「ケースワーク業務マニュアル」を活用	未達成	<ul style="list-style-type: none"> ・期間中に作成まで至らず。各種マニュアルを整理し有機的に結合させるべく取り組む。
1 3	受給者に寄り添ったケースワーク業務の実施	/	/
1 3 1	DV被害者、ニート、アルコール依存症などの受給者に対し、関係機関と連携し組織的に対応	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、継続的にDV被害者連絡協議会、アルコール連絡協議会、高齢者虐待防止業務検討会議等に出席し、関係機関との連携強化。
1 4	市関係部局との横断的な連携強化	/	/
1 4 1	受給者の市関係機関への教育費や家賃滞納などの情報の共有	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅家賃は、原則代理納付のため、滞納発生はまれであるが、滞納した場合は、情報共有できている。 ・教育費は、現状、個別対応のため、随時情報交換できるような仕組みを検討。

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
15	人材の育成の強化		
151	ケースワーク業務研修の実施		
1511	研修委員会などを活用しケースワーク業務研修を集中的に実施	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年度、7回研修委員会にてCW研修を実施。(税・年金・介護・新任CW研修など) ・H25年度も引き続き、CW研修を実施するとともにケースワーク業務強化ワーキングを設置
2	不正受給への対応		
21	不正受給情報への対応		
211	「生活保護行政適正化ホットライン」の設置		
2111	生活保護行政適正化ホットラインを設置し、情報受理後、直ちに着手し事実を確認	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年12月17日付で生活保護情報ホットラインを設置し、事案着手にあたっての事務の流れを整理した、「市民等からの不正受給情報への対応について」「不正受給情報格付け後の基本的な流れ」に沿って事実確認に努めている。
212	特別相談員(警察OB)の活用		
2121	特別相談員のノウハウを活用し不正受給事案へ対応	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・不正受給情報の捕捉に向け、本庁2名、福祉事務所3名の特別相談員が中心となって、調査、警察機関との情報交換を実施。 ・H25年度、西福祉に1名増員し更なる適正化に取り組む。
2122	査察指導員、ケースワーカー、適正化担当職員と特別相談員が組織的に調査	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・「不正受給情報格付け後の基本的な流れ」に沿って組織的に調査を実施。
213	福祉事務所に不正受給対策担当の設置を検討	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度、西福祉事務所に生活保護適正化担当次長を設置。H27年度からは配置されていないが特別相談員、不正受給検討委員会等により精力的に対応している。
214	民生委員との連携		
2141	偽装離婚などの居住実態に疑いが生じた場合は、地域の民生委員に対し、速やかに情報提供するなどし、事実確認の協力を依頼	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年10月に民生委員に対し、生活保護全受給者の名簿提供を実施
22	悪質な不正受給事案の告訴など		
221	告訴基準の明確化		
2211	告訴基準の明確化	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年12月17日付けの「不正受給事案に対する告訴等について(通達)」にて、告訴等の検討指針として6つの項目を明確化。H26.3月には一年間の運用状況を踏まえ見直しを実施。
2212	「不正受給検討会議」の設置	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年12月17日付けで「不正受給事案対策検討委員会」を設置。 ・H25年1月24日に第1回を開催しその後、2か月に1回程度実施しており現状は6回の開催
222	警察との連携強化		
2221	告訴を行うかどうかなど事案ごとに相談	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護行政適正化推進本部の設置以降、告訴:3件、被害届:1件を提出。 ・提出に当たり、事前協議、事後対応につき、随時情報共有している。 ・大阪府検察勉強会に2度出席
2222	今後のケースワーク業務についての確認	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府警本部不正受給対策事犯係と3回の協議を行い、告訴等の検討指針や「生活保護不正受給防止に関する確認書」の内容、大阪府下の取組状況等を確認。 ・H24年6月に実施した「生活保護行政適正化に向けた合同研修会」にて、不正受給案件への対応手法のアドバイスを頂く。
223	嘱託弁護士の活用		
2231	弁護士を専門嘱託として雇用し、リーガルチェックを強化	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年5月採用し毎月2回の法律相談を実施

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
2 2 3 2	法的な措置を進めるにあたっての後方支援	実施中	・採用後は、不正受給に伴う刑事告訴・被害届の提出や債権管理のための民事訴訟、生活保護法第77条の扶養義務の申立等につき実施にあたってのサポート業務とする。 ・告訴時に職員へのリスクが想定される場合の相談を行う。
2 3	不正受給防止に向けた啓発・周知		
2 3 1	不正受給防止に向けた啓発		
2 3 1 1	不正受給防止の啓発ポスターを作成	実施済	・H24年12月17日付で生活保護情報ホットラインを設置したことに伴い、啓発ポスターを作成し、市内の公共施設100ヶ所程度に掲示、民生委員へのチラシ配布を実施。 ・H26.2月に公民館・公民分館に対しチラシの掲示を依頼
2 3 2	受給者に対する周知徹底		
2 3 2 1	「不正受給防止のしおり」を作成	実施済	・H24年12月17日付で「生活保護不正受給防止に関する確認書」を作成。
2 3 2 2	「不正受給防止のしおり」の活用と「確認書」を徴収	実施中	・H25年度中に全生活保護受給世帯から徴収。 ・H24年度は、新規開始ケースと不正受給が疑われるケースを中心に徴収。H26年度、見直しを図る。
2 4	不正受給を繰り返さない指導・指示の徹底		
2 4 1	法第27条に基づく文書指導(以下「文書指導」という。)の徹底		
2 4 1 1	不正受給発覚時に的確に文書指導し説明の徹底	実施中	・「不正受給情報格付け後の基本的な流れ」に基づき、的確に文書指示を実施。 ・「生活保護不正受給防止に関する確認書」の徴収。
2 4 1 2	弁明の機会終了後に速やかに保護の変更・廃止などの必要な措置を決定	実施中	・ケースワーク業務の適正な実施に加え適宜、必要な措置を実施。
2 5	暴力団員調査の強化		
2 5 1	申請者および受給者に対する調査徹底		
2 5 1 1	警察への調査依頼・相談の実施	実施済	・現状、暴力団構成員が疑われるケースは、開始時に特別相談員を通じて各警察署に確認。 ・H25年度以降は、保護継続ケースについても、必要に応じて毎年調査を実施。
2 5 2	組織的な対応の実施		
2 5 2 1	特別相談員の活用	実施中	・項目番号2121参照
2 6	「貧困ビジネス」への対応		
2 6 1	受給者、申請者に対する調査の徹底		
2 6 1 1	制度の周知徹底	実施中	・「生活保護不正受給防止に関する確認書」等を活用し、CWが本来の生活保護の趣旨を説明し、27条指導の範囲で的確に実施。 ・契約書などの様式面で貧困ビジネス条例違反がないかの確認
2 6 1 2	不在が目立つ受給者への対応	実施中	・ライフラインの確認を行った上で、受給者からの聴取りを実施。
2 6 1 3	同一の集合住宅に複数の申請者および受給者が居住する場合の対応	実施中	・貧困ビジネスが疑われる場合は、生活福祉室・福祉事務所が組織的に対応。
2 6 2	組織的な対応の実施		
2 6 2 1	特別相談員の活用	実施中	・項目番号2121参照

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
3 医療・介護扶助の適正化			
3 1	医療扶助の適正化		
3 1 1	指定医療機関に対する定期的な個別指導の実施		
3 1 1 1	個別指導に関する基準を明確化	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年12月に「指定医療機関に対する個別指導実施要領」を作成。
3 1 1 2	指定医療機関に対する定期的な個別指導の実施	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年10月より2か月に1医療機関のサイクルで個別指導を実施。 ・内部告発や疑義が生じた医療機関は、早急な実態把握を必要とするため、随時実施。 ・H24年度実績：個別指導（定期）3件、個別指導（疑義）1件、検査1件 ・H25年度実績：個別指導（定期）6件、個別指導（疑義）8件、検査3件
3 1 2	「かかりつけ医」・「かかりつけ薬局」の推進		
3 1 2 1	受給者への聞き取りなどにより、「かかりつけ医」・「かかりつけ薬局」を把握することによる効果的な指導	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ■かかりつけ薬局について ・部内のプロジェクトチームにて制度化の手法を検討 ・平成25年度より医師会・薬剤師会との協議 ・医師会・薬剤師会への説明会実施 ・平成25年8月からかかりつけ薬局制度実施 ・指定医療機関・薬局へかかりつけ薬局への協力文送付 ・全受給者にかかりつけ薬局通知文を送付（年度内3回） ・平成26年3月に薬局を登録に至った方に「かかりつけ薬局確認証」を発行（約12,000枚）
3 1 2 2	「かかりつけ医」・「かかりつけ薬局」の推進に向けた周知徹底	実施中	
3 1 2 3	「かかりつけ医」・「かかりつけ薬局」を制度化する手法の検討	実施済	
3 1 3	後発医薬品の使用促進		
3 1 3 1	後発医薬品の効果および安全性などを示したパンフレットの配布	実施済	受給者向け通知に後発医薬品推進について記載し周知
3 1 3 2	家庭訪問や来所時に後発医薬品使用の理解を求め、受給者へ周知徹底	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者に対し家庭訪問時に使用を推進。 ・H25.26と12月の通知書郵送時にパンフレットを送付、4月の通知書郵送時にお知らせの中に加筆し周知徹底。
3 1 3 3	医師会・薬剤師会との連携	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・東・中・西の医師会、薬剤師会の会長を訪問し、医療扶助適正化についての協力依頼を行い、了承を得る。 ・引き続き、医師会・薬剤師会と連携を図りながら施策の実施。
3 1 4	効率的かつ効果的なレセプト点検の実施（デジタルレセプト点検の導入）		
3 1 4 1	デジタルレセプト点検を駆使し、今まで以上の再審査請求率の向上	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年8月より、業務内容を抜本的に変更し、再審査請求率の向上に努めている。
3 1 4 2	医療扶助適正化対策の基礎データ化を行い、ケースワーク業務にフィードバック	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・点検により疑義ある請求に対しては、医療機関の是正を求めている。 ・H25年度は、CWの指導において、さらに活用できるような受診状況のデータを配布。
3 1 5	医療扶助適正化推進員の活用		
3 1 5 1	他法他施策の活用、重複受診、向精神薬の重複処方、頻回受診などの確認を中心にレセプト点検を実施	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助適正化推進員をH24年11月より中・西福祉事務所に配置し、受給者別のデータをSV経由でCWに渡し、連携しながら適正化を実施。 ・H25.4月からは東WOにも医療扶助適正化推進員を配置。
3 1 5 2	施術給付の請求について、点検可能な専門嘱託職員を別途配置し、施術レセプトの点検を実施し施術給付の適正化の促進	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・医療扶助適正化員（施術）による内容点検を実施。 ・内容点検で疑義のある場合は、嘱託施術師と協力し指導。 ・H25年2月に市内の全指定施術者に対し医療扶助適正化の協力依頼を送付。
3 1 6	本庁嘱託医の有効活用		

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
3 1 6 1	嘱託医協議において、疑義が生じた事案について、福祉事務所ケースワーカーと連携しながら受給者への指導	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・医科1名、歯科2名、精神科1名の嘱託医、1名の嘱託施術師と毎月1回協議を行い、協議内容をCW等にフィードバックし必要な指導を実施。 ・H25年度も同体制で実施し、適正化を推進。
3 1 6 2	疑義の生じた事案について、嘱託医による家庭訪問や施設訪問などを実施し、医学的見地からの詳細な実態把握と対応策の検討	実施済	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けマンション等の実態把握のため同行訪問を実施。 ・引続き、H25年度も治療行為に疑義がある場合は、嘱託医と同行訪問を実施。
3 1 7	他法他施策の活用	/	/
3 1 7 1	自立支援医療に移行可能な受給者に対し、支給認定の申請手続を行うように指導の徹底	実施済	H24年11月より医療扶助適正化推進員(医療2名、施術1名)を福祉事務所に配置し、点検体制を強化。
3 2	介護扶助の適正化		
3 2 1	指定介護機関に対する定期的な一般指導、個別指導の実	/	/
3 2 1 1	介護保険担当課と連携し、サービス提供などに疑義のある介護事業者に関する情報の共有化や指定介護機関に対する指導	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導に至った事案はまだないが、情報の共有化は常に行っており、適正実施に努めている。 ・今後は、関係部局と疑義内容が合致すれば、指導に同行。
3 2 2	介護扶助適正化推進員の活用	/	/
3 2 2 1	介護サービス利用票、公費受給者別一覧表などの点検を行い、請求チェックを行うとともに、受給者に対して適切な介護サービスの利用がなされるよう、受給者および事業者に対しての指導	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉事務所に1名の介護扶助適正化推進員を配置し、CW・SVと連携を図りながら適正化に努めている。 ・H25年度、西WOに1名増員し更なる適正化を推進。
3 2 2 2	介護扶助適正化推進員会議を定期的に行い、情報共有を進めるとともに、疑義の生じた事案について連携した対策の構築	実施済	・3福祉事務所の方向性の確認や情報共有を図るため、2か月に1回の割合で介護扶助適正化推進員会議を開催。
3 2 3	2号みなし(40歳以上65歳未満の介護保険の被保護者でない特定疾病のある受給者)の管理	実施中	・他法他施策の活用が可能な受給者について、CWIに対し、技術的な助言を行い、適正化に努めている。
3 3	高齢者向け住宅などに入居している受給者および事業者の実態把握		
3 3 1	家庭訪問による受給者の生活状況把握と施設の実態把握	/	/
3 3 1 1	「高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針」を策定し、指針の内容を事業者へ周知徹底	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・H24年12月に「高齢者向け住宅における生活保護実施に関する取り扱い指針」を作成。 ・周知徹底を図るため、1月に指針を事業者宛に送付、面接相談時や実態調査時にも活用。
3 3 1 2	「実態調査票」を活用して、受給者の生活および事業者の実態を総合的かつ詳細に把握	実施中	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けマンションリストを作成し実態把握に利用。 ・平成24年10月より実施中。今後も継続して実施し、実態把握に努める。
3 3 2	医療・介護サービスの適正化	/	/
3 3 2 1	調査や内部告発によって疑義が生じた医療・介護機関に対しての個別指導	実施中	主治医訪問や来庁指示を行い、保険者の見地から算定内容についての指導を随時実施。
3 3 2 2	不適切な請求が判明した場合の費用返還	実施中	不適切な請求については、保険者の見地から返還指導を随時実施。
4	自立支援の取組み		
4 1	自立支援プログラムの改善		
4 1 1	家庭訪問実施プログラムの改善	/	/
4 1 1 1	家庭訪問頻度を見直し、受給世帯の状況に応じた家庭内面談を適切に実施	実施中	・項目番号1211,1212を参照
4 1 1 2	援助方針と家庭訪問調査活動のアンマッチを解消	未達成	・期間中に作成まで至らず。各種マニュアルを整理し有機的に結合させるべく取り組む。
4 1 2	扶養義務調査実施・高齢年金受給権プログラムの改善	/	/

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
4 1 2 1	重点的扶養能力調査対象者に対する定期的な調査の実施手法の確立	未達成	・民法上の扶養義務との関係は整理できたが、生活保護における運用整理までは至らず。
4 1 2 2	年金受給推進に向けた取組みを強化	実施中	・項目番号1131を参照
4 1 3	アルコール依存症・認知症の問題を抱える方への支援プログラムの改善	/	/
4 1 3 1	関係機関との連携を強化し、日常生活の安定に向けた見守りの強化	実施中	・H25年度にアルコール依存症・認知症の問題を抱える方への支援プログラムの改善を検討。
4 2	就労支援の強化		
4 2 1	就労指導員・支援員の活用し、支援開始後6か月以内の自立促進	/	/
4 2 1 1	稼働能力が明らかにある受給者に対し、ケースワーカーと就労指導員が協力し、早期就労に向けた必要な援助を実施	実施中	・稼働能力が明らかにある場合は、就労指導員(5名)による就労指導やハローワークの福祉から就労事業を活用。
4 2 1 2	母子家庭を中心に就労阻害要因の解消に向け、ケースワーカーと就労支援員が協力し必要な援助を実施	実施済	・就労阻害要因の解消が必要なケースは、就労支援員(8名)による就労指導や就労等支援事業におけるカウンセリング事業を活用。
4 2 1 3	就労指導員・支援員の増員により、より多くの受給者に対して就労支援	実施中	・H24.10月に就労支援員4名を増員し、指導員5名、支援員8名体制で実施。 ・H25年度は、無料職業紹介事業の取得に伴い、職場の斡旋を実施
4 2 2	民間活力の活用(生活保護受給者就労等支援事業の実施)	/	/
4 2 2 1	職場開拓事業を実施	実施済	・H25年2月より職場開拓事業にて委託業者が開拓した職場と、生活保護受給者のマッチングを図っている。 ・H25年度には無料職業紹介事業と連携し、効率的・効果的な実施手法を構築する。
4 2 2 2	民間ノウハウを活用し、受給者に対する就労意欲の喚起と社会性を醸成	実施中	・H24年度、就労支援等事業として、委託業者のほうで稼働能力判定、カウンセリング、職場体験、職場開拓事業を実施し、就労が可能かどうかや、就労意欲の喚起に取組んでいる。
4 2 3	ハローワークとの連携強化	/	/
4 2 3 1	ハローワークと協定を結び「福祉から就労」支援事業を実施	実施中	H25年度以降も引続き協定を結び、「旧福祉から就労」支援事業の実施により、早期の自立、就労収入の確保を目指す。
4 2 3 2	就職支援ナビゲーターを福祉事務所に派遣するなどし、ハローワークと一体となった支援体制の構築	実施中	・市就労指導員とハローワークの就労支援ナビゲーターを中心に連携し、早期の自立、就労収入の増加に向けた支援を継続する。 ・H25年8月より東・中福祉事務所にハローワーク巡回相談の実施 ・H27.2月より本庁にも巡回相談、H28.3月には東福祉に常設窓口設置
4 2 3 3	無料職業紹介事業の実施	実施済	・H24.12月に生活福祉室が取得、H25年2月に3福祉事務所が取得したことに伴い、委託事業等を活用しながら段階的に、事業所の登録、斡旋を行っている。 ・H25年度以降は、就労支援等事業を活用しながら効率的・効果的な実施に向けた手法を構築する。
4 2 4	経済部との連携	実施中	・無料職業紹介事業の実施に伴い、引続き経済部との連携を深め、事業所の登録、斡旋を進めていく。
4 3	貧困の連鎖の防止		
4 3 1	教育委員会との連携強化	/	/
4 3 1 1	学校教育推進室と連携し、効果的な事業の実施手法を構築	実施済	・学校教育推進室に加え、こどもすこやか部とも連携を深め、貧困の連鎖防止に向けた協議を図り、社会的な居場所作りを重視した低所得者層のこどもたちを対象とした勉強会等の実施を検討する。 ・H27年度当初予算に計上しモデル実施すること決定
4 4	年金受給の推進		
4 4 1	年金受給推進手法の構築	/	/

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
4 4 1 1	ケースワーカーによる受給者の職歴など、年金加入期間に繋がる情報を聴取	実施中	・H25年上期に「ケースワーク業務マニュアル」を作成し、周知徹底のため全ケースワーカーを対象とした研修を実施する。 ・年金受給推進事業を、平成25年11月より他法他施策推進事業に変更し、年金・手当等を一体的に把握し、他法収入の確保と他法制度の活用に努める。
4 5	精神障害者の退院促進について		
4 5 1	精神障害者退院促進等支援員の活用	/	
4 5 1 1	ケースワーカーと連携し、退院の促進とスムーズな居宅生活に向けた支援を実施	実施中	・退院促進等支援員を中心に、ケースワーカーと連携し、退院の促進とスムーズな居宅生活に向けた支援を実施。
4 5 1 2	精神障害者退院促進支援プログラムなどの策定	実施中	・H25年度に退院促進支援プログラム等を策定し、早期の退院に医療費の抑制とスムーズな居宅生活に向けた取組みを推進する。
5	法第63条返還金・法第78条徴収金への適切な対応		
5 1	適切な債権管理の実施		
5 1 1	収入率の向上	/	
5 1 1 1	「収納確保対策行動計画」にある現年収入率の達成	未達成	・H27年度56.1%であり、目標率にポイント及ばず。生活保護未収債権対策会議を立ち上げ、徴収率の向上に繋げる。
5 1 1 2	滞納繰越分収入率の向上	未達成	・H27年度の滞納繰越分収入率込7.8%であり、目標率に2.2ポイント及ばず。生活保護未収債権対策会議を立ち上げ、徴収率の向上に繋げる。
5 1 1 3	生活保護費返還金・徴収金の口座振替の実施	実施済	・H25年2月より生活保護費返還金・徴収金の口座振替を実施。(第1回 H25.3.4)
5 1 2	債権管理の強化	/	
5 1 2 1	「生活保護費返還金・徴収金に係る事務処理マニュアル」を作成	実施済	・H25年3月にマニュアルを策定し、H25.6.1運用のため研修を実施。
5 1 2 2	債権管理適正化嘱託員の活用	実施中	・H24年10月に債権管理嘱託員を4名採用し、生活保護返納金の徴収に向けた督促・催告・戸籍調査等の補助業務を実施。
5 1 3	人材の育成	/	
5 1 3 1	人事配置、人材の活用	実施中	・「生活保護費返還金・徴収金に係る事務処理マニュアル」の策定にあわせ、継続ケースはCW、廃止ケースは庶務係と役割分担を明確に業務内容を整理。
5 1 3 2	債権管理研修の実施	実施中	・「生活保護費返還金・徴収金に係る事務処理マニュアル」の策定にあわせ、全SV、CW、庶務係職員を対象に研修を実施。以後も適宜実施している。
5 1 4	未収金特別対策室との連携	/	
5 1 4 1	債権管理ノウハウの蓄積と収納確保への取組みを推進すべく、未収金特別対策室と連携し「生活保護費返還金・徴収金に係る事務処理マニュアル」を作成	実施済	・「生活保護費返還金・徴収金に係る事務処理マニュアル」の作成にあたり、未収金特別対策室とゼロベースで業務整理。
5 1 4 2	未収金特別対策室と協力し、徴収対策の強化	実施済	・H24年2月の「生活保護費返還金・徴収金に係る事務処理マニュアル」をより実効性が高いものとし福祉部内に徴収ノウハウを蓄積すべく、各福祉事務所が抱える難事案債権の徴収を未収金特別対策室の協力のもとH25年2月より9月まで実施。
5 2	法第63条返還金・法第78条徴収の発生防止		
5 2 1	「(仮称)業務改善検討委員会」の活用	/	
5 2 1 1	法第63・法第78条発生要因の分析と対処手法の構築	未達成	・債権管理ワーキングにて法第63・法第78条発生要因の分析と発生の抑制、早期の発見、チェック機能の強化手法を検討する予定であったが法改正等の対応もあり未着手となる。
5 2 1 2	チェック機能の強化による発生の抑制	未達成	・「業務改善プロジェクト委員会」にて手法等検討するも、実施まで至らず。国・府監査が毎年あり会計検査等への対応もある中、各所総括主幹が中心となってチェックする手法を引続き検討する。

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
5 2 2	法第63・法第78条の発生金額の抑制	/	
5 2 2 1	濫給の防止による法第63条返還金額の抑制	実施中	・項目番号5211参照
5 2 2 2	不正受給への早期対応による法第78条徴収金額の発生抑制	実施中	・項目番号5211参照
6	生活保護費の適正化に向けた取組み		
6 1	受給者1名あたりの保護費適正化に向けた取組み		
6 1 1	収入確保の取組み(自立支援プログラムの活用)	/	
6 1 1 1	就労支援による就労収入増	実施中	・H26年11月時点で、基礎控除の見直しに伴い、1名あたりの就労収入額は年間73,203円と大幅に増加する。
6 1 1 2	母子世帯・その他世帯の稼働率の向上	実施中	平成26年11月現在の稼働率が36.0%と目標値達成。多様な就労支援メニューを活用し稼働率の向上を図る。
6 1 1 3	年金などの他法収入増(高齢年金受給権プログラムの活用)	実施中	・H26年11月時点で一人当たりの収入額は年間242,391円と増加。
6 1 1 4	扶養義務者からの仕送り収入増(扶養義務調査実施プログラムなどの活用)	実施中	・H25年11月時点で一人当たりの収入額は年間3989円と減少。
6 1 2	支出適正化の取組	/	
6 1 2 1	頻回受診、重複受診の是正	実施中	・項目番号314・315・316参照
6 1 2 2	電子レセプトの活用	実施中	・項目番号314参照
6 1 2 3	後発医薬品の使用促進	実施中	・項目番号3131参照
6 1 2 4	医療・介護扶助適正化推進員を活用し医療・介護扶助の適正な執行	実施中	・項目番号315・322参照
6 2	母子世帯・その他世帯の早期就労・自立を促進		
6 2 1	保護開始後3か月については、毎月の家庭訪問	実施中	・H25年度に家庭訪問プログラムの改善と周知徹底。
6 2 2	就労による経済的自立の促進	実施中	取組項目1152参照
6 2 3	就労指導員、ハローワークの活用	実施中	・項目番号4211参照
6 3	市独自の基準・支払い手法の見直し		
6 3 1	市独自の基準の見直し	/	
6 3 1 1	住宅扶助の見直し	実施済	・H25年4月に「業務改善プロジェクト委員会」を設置し、本市における住宅扶助の目安となる金額を検討。 ・近隣大都市(大阪市・堺市)との不均衡是正に向け、市独自で見直しに向けた要望を行うとともに、大阪州市長会等も活用し見直しの要望を検討。 ・H27.7月より全国的に住宅扶助の見直しがなされることが決定
6 3 1 2	敷金上限額の見直しを検討	実施済	・項目番号6311参照
6 3 2	一時扶助支払い手法などの見直し	/	
6 3 2 1	一時扶助の支給手法や支給金額を検討	実施済	・「業務改善プロジェクト委員会」にてし、本市における眼鏡、オムツ、布団、引越し代等の支給手法を検討し「生活保護受給者における眼鏡の給付について」を作成する。

＜東大阪市生活保護行政適正化行動計画進捗状況一覧＞

項目番号	取組内容	実施状況	取組状況と今後の予定
6 3 2 2	葬祭扶助の支給方法などを見直し	未達成	・「業務改善プロジェクト委員会」にてし、葬祭扶助の適用に当たり、入札による単価契約等の手法を検討するも、各種課題があり見直しには至らず。
7	福祉事務所の適正な執行体制の構築		
7 1	福祉事務所の抜本的な執行体制の構築		
7 1 1	「福祉事務所執行体制のあり方について」を策定	未達成	・H25年に、生保部門を中心とした組織体系、専門嘱託の活用手法・業務範囲の精査、任期付制度の終期と正規職員比率の向上手法など適切な福祉事務所の執行体制のあり方を策定。 ・策定に向け、H26.1月に幹事会を実施。部として一定の案を作成するも市としての意思決定までは至らず。
7 1 2	西福祉事務所の分割手法を検討	実施済	・西福祉事務所の分割にあたっての課題整理、西福祉事務所の組織体系の見直し等について、生活保護行政関係部局で協議した上で福祉部内で検討。当面は四課体制での対応とする。
7 2	福祉事務所の執務スペースの確保		
7 2 1	東福祉事務所の移転先の確保	実施済	・東大阪市公共施設マネジメント推進基本方針に基づき、適切な福祉事務所の執行体制を検討。
7 2 2	中福祉事務所の執務スペースの確保	実施済	・H25年度に中福祉事務所生活保護関係業務の執務スペース確保手法を検討するも予算化に至らず、ハローワークの常設についてはスペース確保可能な東福祉に設置する。
7 2 3	西福祉事務所の再編	実施済	・項目番号712参照
7 3	業務の改善と人材育成について		
7 3 1	「(仮称)業務改善検討委員会」の設置	実施済	・H25年5月に「業務改善プロジェクト委員会」を設置。
7 3 1 1	「生活保護行政適正化行動計画」の進行管理	実施済	・「業務改善プロジェクト委員会」にて「生活保護行政適正化行動計画」の着実な実施に向けた見直しと進行管理を実施し総括す。
7 3 1 2	福祉事務所間での運用手法の整理	実施中	・「業務改善プロジェクト委員会」にて福祉事務所間の事務の均一化や運用基準等を整理。
7 3 1 3	ケースワーカー、査察指導員などの業務をサポートするためのシステム構築、ワーキンググループの設置と業務内容の整理	実施済	・H25年4月に「業務改善プロジェクト委員会」を基に、SV・CW・庶務・専門嘱託等からなる5つのワーキングを設置し、業務の整理と運用。
7 3 1 4	関係部局との連携を強化	実施中	「業務改善プロジェクト委員会」にて、全庁的に連携することが必要な業務の洗い出しと連携手法等を検討。
7 3 1 5	生活保護システムの最適化	実施中	・システム適正化ワーキングにて生活保護システムの適正化を検討。 ・H27年度当初予算にてシステム変更に向けた費用を予算化
7 3 1 6	法第63条返還金・法第78条徴収の発生防止	実施中	・項目番号5211参照
7 3 2	福祉事務所での内部監査の実施		
7 3 2 1	査察指導員を中心に内部監査プロジェクトチームを設置	未達成	・項目番号5212のとおり
7 3 3	人材育成について		
7 3 3 1	研修委員会の活用	実施中	項目番号1511参照
7 3 3 2	福祉事務所内に係横断的な専門組織を設置	実施中	・H25年5月に「業務改善プロジェクト検討委員会」のもとに、SV・CW・からなる4つのワーキングを設置し、福祉事務所の横のつながりを強化。
7 3 3 3	福祉職員のスペシャリスト化を促進	未達成	・「福祉事務所の執行体制のあり方」の中で、福祉職員のスペシャリスト化に向けた人事異動・人材育成手法を検討。部として一定の案を作成するも市としての意思決定までは至らず。